ロ　支援業務に係る適合一号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を委託する特定技能所属機関の役員の配偶者、二親等内の親族その他特定技能所属機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者

ハ　過去五年間に支援業務に係る適合一号特定技能外国人支援計画の全部又は一部の実施を委託する特定技能所属機関の役員又は職員であつた者

八・九　［略］

十　支援責任者及び支援担当者以外の者が支援業務に係る支援を行わないこととしていない者

十一　特定技能所属機関から委託を受けた支援業務を他の者に再委託しないこととしていない者

十二　支援業務に係る支援の実績並びに当該支援業務に要する費用の額及びその内訳をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表することとしていない者

（在留資格の変更）

第二十条　［略］

［2～7　略］

8　法第二十条第四項第三号に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

9　［略］

（在留期間の更新）

第二十一条　［略］

［2～5　略］

6　法第二十一条第四項において準用する法第二十条第四項第三号に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

（在留資格の取得）

第二十四条　［略］

［2～6　略］

7　法第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十条第四項第三号に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

（職権による在留資格の変更）

第二十五条の十五　法第二十二条の六第二項第二号イ及びロに規定する旅券又は在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載は、別記第三十一号様式又は別記第三十一号の二様式による証印によつて行うものとする。

2　法第二十二条の六第一項の規定により永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可する場合において、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）への変更を許可するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定技能の在留資格への変更を許可するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関及び特定産業分野を記載した別記第三十一号の四様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格への変更を許可するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

ロ　特定技能所属機関の役員の配偶者、二親等内の親族その他特定技能所属機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者となろうとする者

ハ　過去五年間に特定技能所属機関の役員又は職員であつた者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者となろうとする者

七・八　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（在留資格の変更）

第二十条　［同上］

［2～7　同上］

8　法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

9　［同上］

（在留期間の更新）

第二十一条　［同上］

［2～5　同上］

6　法第二十一条第四項において準用する法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

（在留資格の取得）

第二十四条　［同上］

［2～6　同上］

7　法第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

［条を加える。］